

## 「こどもの安心・安全対策支援事業補助金（障害福祉課）」 県Q & A

No	事項	質問	回答
<b>■（1）送迎用バスの改修支援事業</b>			
1	その他	4月に法人が移転し、申請書の自動入力される住所と一致しない。住所の変更手続きについてご教示願います。	Excelのセルにコメントで「内容に誤りがある場合や、情報が転記されない場合は、数式を削除し、正しい内容を手入力してください。」と記載していますので、法人の住所については、シート「総括表」において手入力してください。
2	その他	送迎用バスへの安全装置の装備等の対象が令和4年9月5日以降に装備されたガイドラインに適合する安全装置とあるが、令和5年度中に改修予定のものも申請して良いか。改修済みでなければ申請できないのか。 改修予定で申請可能な場合、購入日は購入予定日の記載で良いのか。交付申請の証拠書類に見積書とあるが、申請書には購入日とあるため改修予定の場合対象となるか不明瞭なため。	改修予定のものも申請して構いません。 様式の該当セルのコメントに記載してあるとおり、購入予定日の記載で構いません。
3	その他	個票にて、21人以上の車両を入力したいが定員欄が「1～20」となっており入力できない。どのようにしたらよいか。	様式を修正し、県ホームページへアップしましたので、そちらをご利用ください。 なお、21人以上の車両を入力したい場合には、個票1～5を利用ください。
4	補助対象	当法人で所有の45名程定員で主に地域活動団体や福祉関係団体の活動推進を目的とした福祉バスは、放課後デイサービス・児童発達支援の利用児の園外活動や市内保育園・学童クラブ等が遠足など行事で利用している状況だが、「障害児の送迎を目的とし、日常的に運行する車両」には該当しないと判断しており、送迎用バスへの安全装置の装備等の設置は必要ないと解釈して、また、補助の対象にならないとしてよろしいか？ 送迎バスの改修支援の対象外であると確認するにあたり、「送迎を行っておらず、事業所外活動のみ使用している場合」、「職員が通常業務において外勤等のみ使用している場合等」は対象外とあるが、対象外であることを確認する書類等はどのようなものが考えられるか？	県ホームページに掲載している、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準のとおり、対象は「障害児の送迎を目的とした自動車（略）を日常的に運行するとき（略）」となります。 該当しないのであれば義務づけの対象および補助の対象となりません。  県ホームページ <a href="https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/kodomonoanshinannzen.html">https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/kodomonoanshinannzen.html</a> に掲載している以下を参照ください。 ・安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）

5	補助額	送迎車両への安全装置設置補助事業の沖縄県交付要項第5条の2に記載されている、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請しなければならないというのは、税抜きの金額で申請しなければいけないということになりますでしょうか？	<p>申請時には原則、<b>税抜き</b>額で申請してください。（申請書、個票の「所要額（円）」の欄に税抜きで記入してください。）</p> <p>以下、税込みで申請する申請者は必ずご確認ください。</p> <p>税込みで申請した場合、確定申告後に返還が生じる可能性があります。県要項第17条に記載があるとおり、返還については、県から個別に申請者に連絡はなく、補助金申請者により行われるものです。また、返還金が生じるにも関わらず、期日までに返還がない場合には延滞金も発生致します。</p> <p>なお、税込みで申請し、確定申告後に返還額が0円の場合でも「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（第7号様式）」により報告が必要となります。</p> <p>詳細は県の要綱第5条、第17条をはじめ、県・国の要綱、消費税法、その他関連法令等を確認し、不明点は法人の経理担当や税理士等へご確認ください。</p>
6	補助額	送迎車閉じ込め防止安全装置の申請額について教えてください。機器購入金額と取り付け費用のうち消費税は補助金の対象となりますでしょうか？ 例えば機器取付費と購入代が89,800円で消費税が8,980円の場合消費税の8980円も補助の対象となりますでしょうか？	(No.5と同様)
7	その他	提出予定の根拠書類（見積書等）に税別価格、消費税額が記載されていないが、よいか。	税別価格、消費税額、合計額が記載された根拠書類（見積書等）を提出してください。
8	その他	送迎用車両に物理的な安全装置等を設置することは義務化されるが、「ICTを活用した子どもの見守り」「登降園管理システム」についても義務化なのか？ また送迎車に設置した安全装置に対する補助金と同時に上記2つの事業においても補助金をもらえるのか？	<p>「ICTを活用した子どもの見守り」「登降園管理システム」については義務化とはなっておりません。</p> <p>「送迎用バスの改修支援事業」「ICTを活用した子供の見守り支援事業」「登降園管理システム支援事業」それぞれ別の内容となりますので、同時に申請可能です。</p> <p>国のQ&amp;Aをご確認のうえ、対象外経費を含めないようにしてください。</p>

■ (2) ICTを活用した子供の見守り支援事業			
1	補助対象	ICTを活用した子供の見守り支援について、対象となる具体的な商品一覧表を教えてください。	ICTを活用した子供の見守り支援事業については、国の要綱の「4 留意事項(8)」において「ICTを活用した子供の見守り支援事業の対象となる機器については、GPSやBLE(※)により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。(※)Bluetooth Low Energy」とされており、商品一覧表は作成されておりません。
2	補助対象	防犯カメラの導入を検討しています。ICTによる子どもの見守り、もしくは登降園システムの導入、どちらに該当しますでしょうか？	<p>事業所において、どのようなシステムを導入するのかにより判断されます。</p> <p>(2) ICTを活用した子供の見守り支援事業については、国の要綱の「4 留意事項(8)」において「ICTを活用した子供の見守り支援事業の対象となる機器については、GPSやBLE(※)により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。(※)Bluetooth Low Energy」とされております。</p> <p>については、上記内容と関連性のあるカメラの導入であれば「(2) ICTを活用した子供の見守り支援事業」で、登園管理システムに関連性のあるカメラの導入であれば「(3) 登降園管理システム支援事業」で申請を行ってください。導入するシステム・機器が、こどもの見守りに資することが分かるもの(製品説明書、仕様書等)を添付してください。</p>
■ (3) 登降園管理システム支援事業			
1	補助対象	現在、ある運営管理システムを既に導入しています。その中に登降園管理機能が付随しているが、送迎時や登降園時に随時打刻する端末が無く、活用できておりません。登降園管理システムを運用する為に必要な端末購入費は当補助金に該当しますか。	既に導入されているシステムのため対象となりません。そのほか、国のQ&A(3)参照してください。
2	補助対象	現在施設運営のために導入している請求ソフトの機能の一部に登園降園管理システムがあるのですが、タブレットやパソコンが不足しているため登園降園管理システムを利用できていません。このような場合、すでに導入しているシステムではあるものの、システムを利用するためにタブレットやパソコンを購入した際は補助金の対象になるのでしょうか？	(3)の1と同様。